

秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田県秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社秋田国際カード
秋田県秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
 - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 国民健康保険税
 - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - (6) 介護保険料（普通徴収）
 - (7) 私立保育所保護者負担金
 - (8) 公立保育所保護者負担金
 - (9) 延長保育利用収入
 - (10) 市営住宅使用料
 - (11) 市営住宅駐車場使用料
 - (12) 特定公共賃貸住宅使用料

ただし、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。

3 指定納付受託者に指定する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで